親族的な身分関係に関する審判と戸籍記載の嘱託・通知について

裁判所書記官の嘱託により戸籍が記載されているもの。

- ① 親権喪失, 親権停止, 管理権喪失の審判 (家事規76 I ①)
- ② 審判前の保全処分 (家事規76Ⅱ.77Ⅱ)
- ③ 後見関係審判 (家事規76 I ②~⑤, 家事規77 I)
- ④ 性別の取扱いの変更の審判(家事規76 [⑥)

審判確定後(人訴判決,別表第二事件の調停等も含む。),裁判所書記官から 戸籍事務管掌者に通知がされるもの

- ① 失踪宣告関係(家事規89)
- ② 特別養子縁組関係(家事規93Ⅱ,94)
- ③ 親権喪失,親権停止,管理権喪失の審判の取消し(家事規95)
- 4 推定相続人廃除関係(家事規100)
- ⑤ 就籍許可,戸籍訂正許可(家事規119)
- ⑥ 親権者指定,変更関係(家事規95,130Ⅱ②等)
- ⑦ 離婚,婚姻無効,取消し関係(人訴規17,31,家事規130Ⅱ②等)
- ⑧ 離縁,養縁組無効,取消し関係(人訴規17,31,家事規130Ⅱ②等)
- ⑨ 認知,嫡出否認,親子関係存否確認関係(人訴規17,31,家事規130Ⅱ②等)
- ※ 創設的届出が必要な審判(氏の変更の許可の審判(民791I, 戸98I)等)に ついては、審判確定後の裁判所書記官からの戸籍事務管掌者への通知の規定はない。